

「久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について、

学識経験を有する者、関係する住民、関係県から

いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 治水の沿革	1	- 多重防御治水の定義について 「多重防御治水」が初出となる箇所にて、その定義又は具体例を示すべき。	ご意見を踏まえて記述を追加します。
1. 3 利水の沿革	2	- 利水の沿革について - P10 20行目、「平成31年」は「令和元年」あるいは「平成31年度」とすべき。	ご意見を踏まえて「令和元年」に修文します。
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	3	- 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題について - これまでの河川改修事業を加速化すると同時に、地域住民及び関係機関が連携して流域の浸水被害の軽減対策を検討し推進を図ることが急務である。また、流入河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・関係住民との連携強化に努める必要がある。速やかな避難行動のためにタイムライン等の活用もすすめるべきである。	河川整備計画を速やかに策定し、引き続き、関係機関、地域住民との連携を図りながら適切な整備等に努めてまいりたいと考えています。また、ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1 (12) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。
	4	- 堤防の整備状況について - P14 表2-1堤防の整備状況 について精査すべき。	ご意見を踏まえて表2-1堤防の整備状況を修正します。
	5	- 令和元年東日本台風による被害状況について - 東日本台風による被害状況（決壊箇所、被害件数）をより詳細に記述すべき。	ご意見を踏まえて記述を追加します。
2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	6	- 久慈川における基準地点山方の流況について - 表2-5の元になったデータの期間を示すべき。	ご意見の趣旨については、変更原案表2-5に記載のとおり、昭和34年～平成30年を統計期間としています。
2. 4 河川維持管理の現状と課題	7	- 堤防延長について - P14 表2-1堤防の整備状況 およびP20 堤防延長について精査すべき。	ご意見を踏まえて表2-1堤防の整備状況を修正します。
2. 5. 1 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題	8	- 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題について - 令和元年東日本台風が触れられないのは不自然。多重防御治水の必要性、同時多発的な被害に対する体制の充実（16-17ページ）をここに書くべき。	ご意見をいただいた「2.5.1近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題」につきましては、現時点において国土交通省における全国に共通する課題となっている事項を記載しております。なお、令和元年東日本台風については、変更原案「2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」に記載しています。
	9	- 超過洪水に対する対策について - 洪水を直轄区間へ集めて処理するのではなく、流域全体としての洪水処理という考え方を加えるべき。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2. 5. 2 気候変動の影響による課題	10	- 気候変動の影響による課題について 「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」の成果は今後とも取り入れて、対策を実施して欲しい。また、当該小委員会の検討には、県河川、国河川の役割分担や、超過洪水の流域内貯留の課題についても是非取り上げていただきたい。 - P23 9行目の「こうした現状と課題のほかに、新たな課題にも直面している」という文章は不要ではないか。	「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。 - ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。
3. 2 計画対象期間	11	- 計画対象期間について 30年間というのは当初の策定からか、今回の変更からか。	今回の変更から概ね30年間を対象としています。
4. 河川整備計画の目標に関する事項	12	- 河川整備計画の目標に関する事項について 4.1節として何か節題を与えるべき。 「逃げ遅れゼロ」は「氾濫が発生した場合にも逃げ遅れゼロを目指すとともに」とすべき。 「多重防御治水」の文言は、総論である「4 河川整備計画の目標に関する事項」にも記載すべき。	- 節題を与えるべきとのご意見については、今後の参考とさせていただきます。 「逃げ遅れゼロ」については、水防災意識再構築ビジョン（H27.12.11国土交通省水管理・国土保全局）の目標をご説明する一つのキーワードとしており、変更原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」においても同様のキーワードとして使用しております。 なお、水防災意識再構築ビジョンについては、以下のURLに掲載されております。 https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/ 「多重防御治水」の文言については、ご意見を踏まえて記述を追加します。
4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	13	- 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 「避難を確保する」における確保の対象は、避難所や避難路か、避難を援助する体制か明確にすべき。 - 図4-1の数値が変更されているのは何故か。	- ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。 - 目標流量の設定に当たっては、変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に記載しているとおり、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況、整備計画の対象期間、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備等を総合的に勘案して設定しております。
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	14	- 河川環境の整備と保全に関する目標について 「の促進に努める。」とあるが、現在「自然環境の保全と秩序ある利用」は社会の要請であり、「を促進する。」と、その実現に強い意思を示すべき。	記載の項目毎に、河川管理者の関わり方が異なるため、項目毎に適切な記載をしております。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1 河川工事の目的、種類 及び施行の場所並びに当該河川 工事の施行により設置される河 川管理施設の機能の概要	15	・ 霞堤の整備について ・ 「検討を進めていく。」について、「行っていく。」とし、その実現に強い意思を示すべき。 ・ 河道の遊水効果は貯留効果と表現すべき。霞堤は本来遊水機能を持つものではなく、急流河川における排水と河道固定を意図しており、本計画における霞堤とは似て異なる物である。誤解が生じないよう表現を改めるべき。	・ 記載の項目毎に、河川管理者の関わり方が異なるため、項目毎に適切な記載をしております。 ・ 関東平野にある様な河川においても、遊水機能を主とするものも霞堤と呼ばれることがあると承知しており、このような記載をしております。
5. 1. 1 洪水、津波、高潮 等による被害の発生の防止又は 軽減に関する事項	16	・ 堤防の整備について ・ 常陸大田市松栄町において、堤防の嵩上げ、排水門の設置、堆積物の除去及び竹林の伐採を要望する。 ・ 常陸太田市花房町と常陸大宮市宇留野不動下の境界部に山側と既設堤防を結んで既設堤防と同じ高さで堤防をつくり、大宮側からの越水濁流を止めて欲しい。国道293号は、堤防を乗り越えるような構造として欲しい。 ・ 堤防反対者に対しては、強制的に堤防工事を進めて欲しい。	・ 変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載の通り、令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）が再び発生しても災害の発生の防止又は軽減を図ることとしています。具体的には、「5.1.1（1）堤防の整備」に記載のとおり、堤防が整備されていない区間や、附図2に示す標準的な堤防の断面形状に対して、高さ又は幅が不足している区間について、上下流バランスを考慮しつつ、築堤を行うこととしています。また、「5.1.1（2）河道掘削」に記載のとおり、洪水を安全に流下させるために必要な箇所において、上下流バランスを考慮しつつ河道掘削を行うこととしています。更に、変更原案「5.1.1(8) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」に記載のとおり、施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、洪水時の被害の軽減を図るため、必要に応じて応急復旧や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理通路の整備、河川防災ステーション・水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄を検討し実施します。なお、いずれの対策についても詳細な調査及び検討を行いつつ、関係機関、地域住民との調整のうえ整備を行う事としています。 ・ 引き続き、関係機関、地域住民との連携を図りながら整備を実施してまいります。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項	18	- 霞堤の整備について - 以下の文を加えるべき。 「その際、堤外への堆積物の流失を極力抑える等、霞堤本来の機能を発揮できる整備となるよう留意する。」 - 霞堤の整備により環境がどう変わるのか、安全になるのかなど、住民の不安を解消するための積極的な広報をお願いする。 - 霞堤の構造、規模、貯水量能力を示すべき。再度令和元年東日本台風クラスの災害が発生した場合、決壊や越流により水害発生がしないか？	- 霞堤を活用した遊水機能等の確保に当たっては、関係機関、地域住民との連携を図りながら実施してまいります。 - 霞堤の整備に当たっては、わかりやすい情報発信に努めてまいります。また、霞堤の整備に当たっては、土地の形状や機能をしっかりと把握し精査したうえで有効的に機能を発揮できるよう検討して参ります。なお、実施に当たっては、詳細な調査及び検討を行いつつ、関係機関、地域住民との調整のうえ整備を行う事としています。 - 霞堤の整備に当たっては、土地の形状や機能をしっかりと把握し精査したうえで有効的に機能を発揮できるよう検討してまいります。また、変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に記載のとおり、令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）が再び発生しても災害の発生又は軽減を図ることとしています。
	19	- 内水対策について - 松栄地区の樋門2カ所に那珂川境川排水樋門並みのポンプを各々6台設置してほしい。浅川越流箇所にも同様のポンプ樋門を1カ所設置して頂きたい。	ご意見の趣旨については、変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に記載の通り、令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）が再び発生しても災害の発生防止又は軽減を図ることとしています。また、変更原案「5.1.1(8) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」に記載のとおり、施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、洪水時の被害の軽減を図るため、必要に応じて応急復旧や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理通路の整備、河川防災ステーション・水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄を検討し実施します。なお、いずれの対策についても詳細な調査及び検討を行いつつ、関係機関との調整のうえ整備を行う事としています。
	20	- 施設の能力を上回る洪水を想定した対策について - 下流部が危ない時に、上流部で運転している内水排除のポンプの運転を関係者が調整し、国管理区間の破堤等を回避すべき。 「決壊・氾濫を防止あるいは軽減するための活動」と、「氾濫水の排除、復旧・復興」に関する記述をまとめるべき。 - 施設の能力を上回る洪水が明示化されたことは良い。関係機関とよく連携して被害の最小化に努めてほしい。霞堤（方式）の付近は特に安全な移動経路が求められる。	- ポンプの運転調整についてのご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1 (3) 水門等の維持管理」に記載のとおり、河川管理施設の操作については、操作規則等の基づき適切に実施してまいります。 - ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。 - 引き続き、関係機関、地域住民との連携を図りながら整備を実施してまいります。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	21	- 堤防の維持管理について - 表5-8の数値は不必要区間を含まないと書いてあるが、表2-1と比較すると不必要区間を含んでいるようにみえる。	ご意見を踏まえて表2-1堤防の整備状況を修正します。
	22	- 河道の維持管理について - 樹木等と霞堤がそれぞれ別個に述べられているが、開口部に樹木をセットにすることで、氾濫流やそれに含まれる土砂等を制御する機能を高められる可能性がある。そのように水量や流速以外の被害増大要素を取り除くような意図も入っているのか。 - 常陸大宮市幸久地区と那珂市額田地区の民地において樹木伐採を要望する。	- 霞堤開口部に存する樹林等に、土砂等の制御を高める機能を有する可能性については承知しております。ご意見の趣旨については、変更原案「5.2(2)河道の維持管理」に記載のとおり、樹林等を含めた河道の維持管理に当たっては、多面的に検討の上、適切な維持管理を実施します。 - 樹木の伐採については、変更原案「5.2.1（2）河道の維持管理」に記載しているとおり、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがある場合について、必要に応じて実施することとしています。なお、民地の伐採については地権者の了解が必要なため、伐採の必要がある場合は、調整の上実施します。
	23	- 洪水予報、水防警報等の発表について - P42 9と10行目に「気象庁と共同して」が重複している。	ご意見を踏まえて修文します。
	24	- 観測等の充実について - 開口部の近くは特に浸水状況をよく計測し、迅速に住民へ情報提供することが必要である。	開口部などでの氾濫発生を迅速に把握するため、越水・決壊を検知する機器類の開発等を進めます。
	25	- 排水ポンプ車の活用 - 山田川、里川の合流点など、過去の水害発生状況から必要と思われる合流箇所においては、恒久的施設として水門や排水機場の設置を検討していただきたい。	ご意見の趣旨については、変更原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり、本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施することとしています。
	26	- 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について - 令和元年洪水のような同時多発的な被害発生時における状況把握について、カメラや水位計の増設が有効なのはもちろんだが、地元住民や水防団からの情報提供を簡単に受けられる仕組みがあると良い。（自動車のドライブレコーダー映像なども） - 様々な課題があり、従来のような地域活動の効果が上がらないエリアもあるため、地域共同体の実情を踏まえるという文を加えるべき。	- 地域住民や水防団からの情報提供（自動車のドライブレコーダー映像なども）を簡単に受けられる仕組みに関しては今後の参考とさせていただきます。 - 大規模氾濫減災協議会は、協議会の取組内容について地域の実情等に応じて必要な取組について協議等を行うものとする、としています。ご指摘の文言につきましては、ご意見を踏まえて修文します。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	27	・ 水害記録の伝承について ・ 「後生」は「後世」ではないか。	・ ご意見を踏まえて修文します。
	28	・ 的確な水防活動の促進について ・ 「また、氾濫発生を迅速に」を「さらに、氾濫発生を迅速に」と表記を変えるべき。	・ ご指摘の文言につきましては、ご意見を踏まえて修文します。
	29	・ 水害リスクを踏まえた土地利用の促進 ・ 洪水対策に当たっては、二次的な水質事故の防止など、水害リスクを踏まえた土地利用の促進からの必要な取り組みに引き続き努められたい。 ・ 今回の浸水地区に、農機具・農作業車を退避させるための高台グラウンドを各地区ごとに複数設置してほしい。	・ 水害リスクを踏まえた土地利用の促進については、今後の参考とさせていただきます。 ・ 安全な避難場所への避難が困難な地域等においては、地域の意向を踏まえつつ、工事発生土の活用等により応急的な避難場所となる高台等を確保するよう努めていきますが、あらかじめ移動可能な農機具、農作業車につきましては、洪水ハザードマップや気象情報等を参考に早めに浸水しない地区への移動をお願いします。
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	30	・ 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について ・ 水田の地下浸透は、日量でせいぜい20-25mm程度で、しかも、すぐに近くの排水路に出て来てしまうので、あまり期待することはできない。誤解を防ぐためこれについては削除するか、むしろ水田の機能の強化について関係機関と連携する必要があるので、「水田の機能の保全と強化」とすべき。	・ ご意見を踏まえて修文します。
6. 3 治水技術の伝承の取り組み	31	・ 治水技術の伝承の取組について ・ 霞堤に関する記述を入れるべき。	・ ご意見を踏まえて記述を追加します。
その他	32	・ 河川整備計画の策定及び河川整備の実施について ・ 河川整備計画に記載される事業の一刻も早い完成をお願いする。 ・ 早期の河川整備計画策定と河川整備をお願いする。	・ 河川整備計画を速やかに策定し、これに基づく適切な整備等に努めてまいりたいと考えています。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	33	・ 全般的意見 ・ 昨年洪水における流域全体の出水の状況を検討し、深刻な破堤被害を回避するという観点から、国河川と県河川の機能分担と超過洪水の流域貯留について現実的な方法を作り出していただきたい。 ・ 県区間の整備が現状よりも進捗した場合、流域から県区間への流入量が増大し、県区間からの直轄区間への引渡流量は増大するため、今回目標とした台風19号と同等の出水となった場合には、直轄区間には今回以上の流量が集まり、危機的な状況となるのと考えられるため、対策が必要。 直轄区間への負担を減らすために、流域から県区間への流出を抑制する対策または、県区間内で洪水調節を行う対策が必要となる。 それら対策の実現には、解決する必要がある課題が多く発生すると思われるが、直轄区間の破堤による甚大な被害を生じさせないため、洪水の分散的な処理方策を検討すべき。 ・ 合理式のパラメーターなどの設定と実減少との乖離等により、県区間における計画流量が本来の確率規模流量よりも大きくなっているのではないか。 そのため、計画規模以上の洪水が県区間を流下し、直轄区間の負担が確率規模以上となっている可能性があるため、検証が必要。 ・ 整備計画流量および方針流量を安全に流下させる対策としては堤防高と堤防位置の変更は困難であると思われるため、河道掘削がメインとなると考える。 河道掘削により河床高を低下させた場合、平水位低下につながり、生物や取水施設への影響が懸念される。また、再堆積による維持管理費の増大も懸念される よって、今後、多面堤な検討を行い、方針規模の整備メニューや方針規模の設定自体を、必要に応じて不断に見直すことが必要と考える。 ・ 久慈川は豊かな自然環境だけでなく歴史的伝統的な治水の知恵が多く残されている貴重な川、日本全国をみても美しい川ですので、工事にあたっては久慈川の個性を損なわないように治水が進行されていくことを願います。	・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ 変更原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載のとおり、これまでの流域の人々と久慈川との関わりを考慮しつつ、多様な動植物が生息・生育・繁殖する久慈川の豊かな自然環境や良好な河川景観、水質を保全し、清らかな河川環境を次世代に引き継ぐよう努めてまいります。